

平成19年度知的財産講議(1)

弁理士 高島敏郎

- 1 . 知的財産とは
- 2 . 知的財産保護の一例
- 3 . 何故今知的財産なのか
- 4 . 「知的所有権」と「知的財産権」
- 5 . 世界の知的財産
- 6 . 最近の事例

1. 知的財産とは

- (1) 「知的財産」とは、人間の知的創作活動に基づくものをいい、発明や意匠、文芸、美術等の著作物のほか、商標、営業上の秘密、ノウハウ等も含まれる

これらは、個人や企業の実力や努力の成果であり、他人の無秩序な模倣、盗用行為から保護されるべき

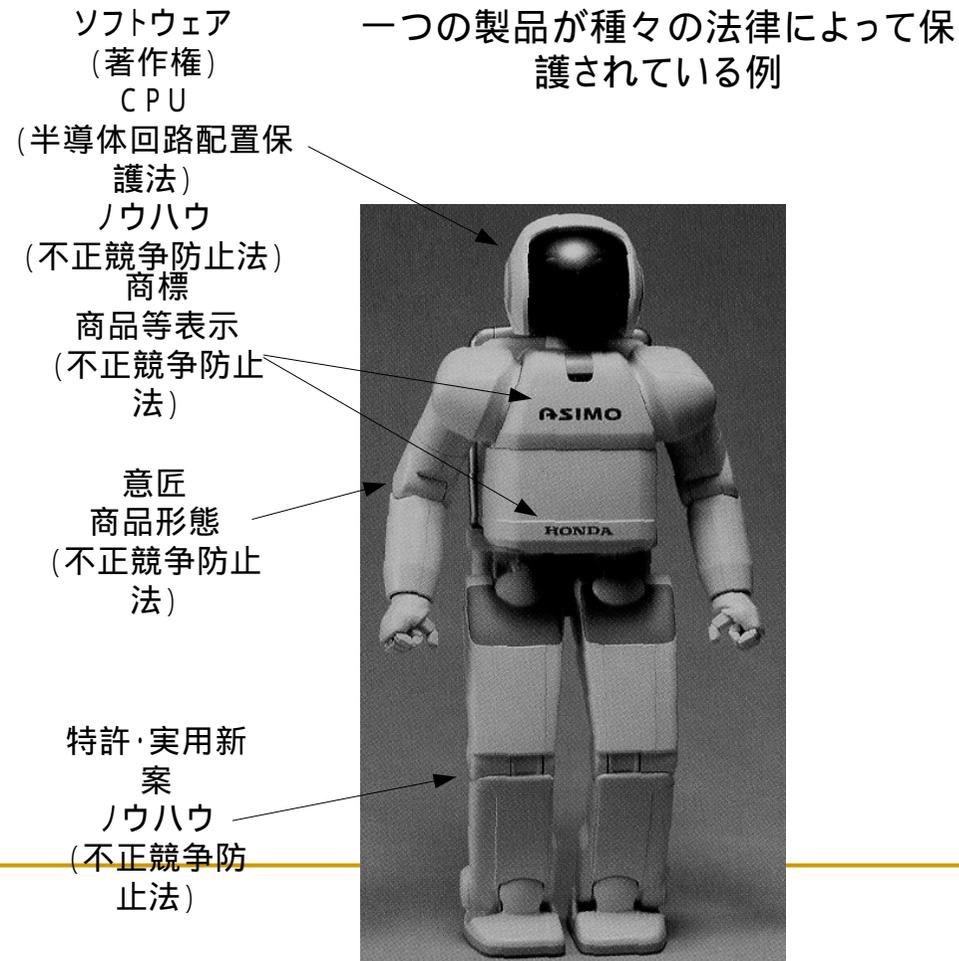
知的財産保護が必要

- (2) 知的財産を保護するための法律

- 特許，実用新案 技術的アイデア(発明、考案)
- 意匠 工業的デザイン
- 商標 商品や役務(サービス)を表示する文字，図形，記号
- 著作権 人間の思想や感情を表現したもの
- 不正競争防止法 ノウハウ、営業秘密、周知商標、商品形態
- 半導体回路配置保護法 半導体の回路配置
- 種苗法 植物の新品種
- その他 民法 営業上の不法行為の取り締まり

2. 知的財産権による保護の例

一つの商品は、多くの法律によって保護されている。



写真は特許庁編「産業財産権標準テキスト」より引用

3. 何故今知的財産なのか

- 高度成長の時代 作れば売れる時代（知的財産軽視の時代）
- 安定成長の時代 他社との差別化による生き残りをかけた時代
- 80年代の米国プロパテント政策の奏功（日本をターゲットとした知財重視の国家戦略）
- 生産時代の終焉 モノを作って売る時代の終焉 生産コストでは外国に太刀打ちできない。資源の無い日本が生き残るにはモノづくりは不可欠。今後は、モノづくりの原点である技術を利用することが必要

そこで政府は、我が国の国富の源泉となる知的財産の創造の一層の推進と、その適切な保護・活用により、我が国経済・社会の活性化を目指す具体的な改革工程を示し、「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明らかにすべく、知的財産大綱を2002年7月に発表した。

- 「知的財産戦略大綱」のポイント
 - (1) 国家を挙げた「知的財産立国」の推進。知的財産をもとに、製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくりを国家の重要方針とする。
 - (2) 知的財産に関する総合的な取組
知的創造サイクルの確立 創造，権利化，利益回収，新たな創造

4. 「知的所有権」と「知的財産権」

- 所有権 ある物を独占して所有する権利
 - 財産権 独占的に所有するだけでなく、財産的価値を含む権利
財産として積極的に活用したり処分(譲渡)したりすることを推進する意味合いが含まれる
 - 知的財産権は、無体財産権の一種
無体の権利内容を特定するために、特許法等の法律では、発明等の内容を記載した書面を国に提出させ、国に登録することで権利が発生する、という方式を採用している。
但し、著作権は、創作時に権利発生。権利の確認や一定の場合以外、登録は不要。
-

5.世界の知的財産

- 世界の知的財産の動きは、国際知的所有権機関（WIPO）が管理
但し、世界の知的財産の動向は、日欧米の三極（JPO, EPO, USPTO）が、主体
 - 世界の産業財産権は、1883年パリで締結されたパリ条約がベース
パリ条約の三原則：特許独立（属地主義）の原則
内国民待遇の原則
優先権
 - 著作権は、1886年のベルヌ条約がベース。
ベルヌ条約の原則：著作権の発生に何ら手続を要しない無方式主義
-

6 . 最近の事件

世間を賑わせた最近の知財事件

- ・ ショッピングセンター「コパ」事件（商標）
 - ・ 青色発光ダイオード職務発明事件（特許）
中村教授 × 日亜化学
 - ・ 紙おむつ一億円特許訴訟事件
大王製紙 × 王子ネピア（特許）
 - ・ ドクター中松・JOC「がんばれ日本」事件（商標）
 - ・ ファイル交換ソフト「ウィニー」事件（著作権）
-